

虐待防止のための指針

(社会福祉法人 有倫館 ケアハウス有熟荘)

1. 基本的な考え方

当施設では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法等に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 施設内の組織に係る事項（虐待防止委員会の設置）

- (1) 当施設は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
- (2) 委員長の役割
委員長は、施設長が務め、委員会の運営・指導を担う。
- (3) 委員会は、年1回以上、身体拘束廃止委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- (4) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
 - ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
 - ⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
 - ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、権利擁護・虐待等防止対応規定に従って対応することとする。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 入居者、入居者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、権利擁護・虐待等防止対応規定に従って対応することとする。

6. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、権利擁護・虐待等防止対応規定に従って対応することとする。

8. 入居者等に対する指針の閲覧

従業員、入居者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室に備え付けることとする。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、2022年2月1日より施行する。